

CORPORATE
& TAX GLOBAL
UPDATE

Newsletter

December 2016

Corporate & Tax Global Update
ニュースレター Vol. 5

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカー・マッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 5 となる本号では、IR 推進法の解説の他、日本・アジア・オセアニア・米州・欧州の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

- [IR 推進法/カジノ法の成立について](#)
- [役員に対するインセンティブ報酬の税務\(中\)](#)

2. アジア

- [【シンガポール】来るべきシンガポール会社法及び LLP 法の改正について](#)
- [【タイ】新貿易競争法の承認](#)
- [【マレーシア】Finance Bill 2016 のハイライト](#)
- [【マレーシア】オンライン事業に対する新しい税制の提案](#)

3. オセアニア

- [【オーストラリア】政府が迂回利益税に係る草案を公表](#)

4. 米州

- [【アルゼンチン】内部告発者のための利益の拡大](#)
- [【アルゼンチン】労働契約法の改正](#)

5. 欧州

- [【トルコ】新投資インセンティブ制度の具体化](#)
- [【フランス】新たな汚職防止法を制定](#)
- [【ロシア】企業の「最終的な受益者」の特定及び当局に対する情報提供](#)

ベーカー・マッケンジーセミナーのご案内

[アジアフォーカスグループ・セミナーシリーズ Part III](#)
[「ASEAN 現地の法務対策」](#)
 第二回 ミャンマー

日時：2017年1月12日(木) 8:30-11:30
 場所：ベーカー&マッケンジー法律事務所
 (外国法共同事業)

アジェンダ(予定)：

1. ミャンマーへの投資環境概観—新投資法の成立を踏まえて
2. ミャンマー新会社法草案—注目すべき改正点

本セミナーは[こちら](#)よりお申し込みください。
 (お申込み期限：2017年1月6日)

[アジア、南アフリカ、ロシアにおける石油・天然ガス市場の最新動向](#)

日時：2017年1月23日(月) 15:00-18:15
 場所：ベーカー&マッケンジー法律事務所
 (外国法共同事業)

アジェンダ(予定)：

1. LNG取引をめぐる近時の市場動向
2. LNGのサプライチェーンに関わる課題
3. アジア、南アフリカ、ロシアにおける投資機会

本セミナーは、[こちら](#)よりお申し込みください。
 (お申込み期限：2017年1月16日)

1. 日本

IR 推進法／カジノ法の成立について

1. はじめに

2016年（平成28年）12月15日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（「IR推進法」）が成立した。IR推進法は、これまで禁止されてきた「カジノ」を、特定複合観光施設（IR / Integrated Resort）の一部として、民間で設立し運営することを認めた。IRは、今後の観光／インバウンド戦略の目玉であり、関連するビジネス分野への寄与が期待される。

2. 二段階の立法による導入

カジノに対する国民の懸念を払拭し、健全かつ安全・安心なカジノの施行と運営を担保するため、慎重な立法手法（二段階立法手法）が採用された。今般成立したIR推進法は、その第一段階に位置付けられ、IRの推進に関する基本的な枠組みが定められている。第二段階として、同法の施行後1年以内を目途に、より詳細な内容が整備された「IR実施法」が成立する予定である¹。IR実施法では、IRを設置する区域や施設数に関する規定、カジノを設置及び運営する者（「カジノ事業者」）の適格性審査や免許等の監督規制、その他IRの整備運営に関する具体的な規定が設けられることになる。すなわち、IR実施法では、カジノ事業者の適格性審査、免許及び運営の監督等に関する規制、賭博に関する規制、広告規制、反社会的勢力（組織的犯罪等）に関する規制、ギャンブル依存症等を防止するための具体的な措置に関する事項並びにカジノ施設への入場に関する規制等が定められる予定である。加えて、IR実施法の成立に伴い、刑法、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連する金融関係法の改正も必要となることが予測される。

3. IR推進法の目的

IR推進法の目的は、地域経済の振興に寄与するIR区域の整備の推進に関して、その基本理念及び基本方針を定めることにある²。各国の類似施設と同様、日本におけるIRも地域のランドマークとなるような大規模な集客施設となる予定であり、その税収や観光客の増大等により地域全体の観光振興に貢献することが期待されている。IRは、国際的な会議場施設、展示場施設、宿泊施設、テーマパーク、及びショッピングモール等を含む複合的施設であり、カジノ施設は、シンガポールの場合と同様、IRの一部を構成することになる³。このように、IR推進法では、マカオ、ラスベガス等のようにカジノ施設単独の設置及び運営を認めるものではなく、シンガポール等の場合と同様、カジノ施設を複合的な施設の一部として位置付けており、この点は、多くの有識者が賛同するところである。

4. IRの場所

IR推進法により、カジノを含むIRの設置及び運営が認められることになったが、IRをどこに設置するのか（IRをどこに設置することが可能であるか）、という点が次の問題である。

IR推進法では、IRを設置することができる区域（「IR区域⁴」）を限定することを予定しており、どこにでも自由にIRを設置することは許容されていない

¹ IR推進法第5条

² IR推進法第1条

³ IR推進法第2条第1項

⁴ IR推進法第2条第2項

い。もともと、現時点では、IR 区域に係る選定手続や選定候補地については青写真の段階であり、まず 2 ヶ所又は 3 ヶ所の IR 区域が選定され、順次追加されることが予測されている。IR 区域の選定手続は、国が、地方公共団体の提案を受け、透明性の高い判断基準に基づいて選定し区域指定を行うことになると予測されるが、その具体的な判断基準については、IR 実施法で定められる予定である。IR 区域の指定にあたって、地方公共団体が区域提案を行うことが前提とされるが、各地方公共団体にて、地方議会の同意を得る必要があり、また、地域の合意形成を行うことが期待されている。

5. IR の運営開始時期

日本で初めての IR がその運営を開始する時期を現時点で予測することは難しいが、仮にシンガポールの場合と同様のスケジュールで進んだ場合、2022 年（平成 34 年）頃に運営開始日を迎えるものと予測される。すなわち、今後概ね 5 年以内に、IR 実施法の成立、地方公共団体の区域提案、国の区域指定、国のカジノ事業者の指定及び IR の建設の完工等のプロセスを経て、日本初の IR が運営開始することになる。

6. IR への参加者

民間事業者は、IR 区域の中であればカジノ施設を設置し及び運営することができる。そして、国及び地方公共団体は、カジノ事業者から納付金を徴収し、また、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる⁵。

実務上、日本における IR においても、経験豊富な外資系のカジノ事業者が本邦企業とジョイントベンチャーを設立して、日本の IR 市場に参入することが予想される。

7. IR への参加者の決定プロセス

IR 推進法では、IR への参加者（地方公共団体及びカジノ事業者）に関して、二段階の選定が予定されている。また、IR 推進法では明記されていないものの、実現を確実にするために、各地方公共団体が当該地域における IR 事業への参画を行うカジノ事業者と一定の協同を行った上で、区域提案を行うことが予想される。

第一段階：地方公共団体は、IR を設置することになる IR 区域を決定し、国に IR 区域の提案を行う。国は、当該区域提案を受けて、IR 実施法に基づいて、IR 区域を選定する。

第二段階：地方公共団体は、入札手続により IR 事業を行う民間事業者の募集を行う。国及びカジノ管理委員会は、カジノ事業者に対する許認可の過程を通じて、選定されるカジノ事業者を審査することになる。

地方公共団体と入札手続に参加することを検討している民間事業者は、既に水面下で話し合いを始めているものと推測されるが、IR 実施法の下、透明性の高い公平な入札手続が求められることにも留意すべきである。

8. 規制主体の新設

IR 推進法において、次なる二つの新たな規制主体が創設される。

1. 「特定複合観光施設区域整備推進本部」

⁵ IR 推進法第 12 条、同法第 13 条

特定複合観光施設区域整備推進本部は内閣総理大臣が本部長を務め、IR 区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うこと目的として設置される。具体的には、IR 区域の整備の推進に関する総合調整、必要な法律案及び政令の立案、並びに関係機関との連絡調整の役割を担うものとされる⁶。

2. 「カジノ管理委員会」

カジノ管理委員会は、カジノ事業者、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者、カジノ施設において役務を提供する者に対する規制を行うものとされる⁷。

9. 次なる課題

本稿の冒頭で記載したとおり、IR 推進法の施行から 1 年以内に、IR 実施法が成立する予定である。

IR 実施法成立までの 1 年間、IR 実施法案の内容、その審議の過程等に注視する必要がある。IR 実施法では、カジノ施設の設置に関して従前懸念されている組織的犯罪の蔓延、ギャンブル依存症の増加、その他カジノ施設に起因する社会的悪影響に対する手当がなされる予定である。

IR 推進法では、IR 実施法において、「ギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するための必要な措置」を講ずることが明記されている⁸。具体的な「必要な措置」として、シンガポールの場合と同様に、日本国民には追加の入場料を課すこと、本人又は家族の申請があった場合にはカジノ施設への入場を制限すること等の措置が規定されることが想定される。

[最初のページに戻る](#)

⁶ IR 推進法第 14 条、同法第 15 条

⁷ IR 推進法第 11 条

⁸ IR 推進法第 10 条第 8 号

役員に対するインセンティブ報酬の税務（中）

平成 29 年度税制改正大綱においては、役員給与に関する改正が含まれている。本号では平成 29 年度税制改正大綱で示されたインセンティブ報酬の税務取扱いについて解説することとしたい。なお、下記の内容はもっぱら税制改正大綱に基づくものであり、今後法案化の過程において変更等が行われる可能性がある点には留意されたい。

1. 現行の法人税法上の役員給与の税務上の取扱い

現行の法人税法上の役員給与の税務上の取扱いをまとめると次の通りである。なお、平成 28 年税制改正については「[役員に対するインセンティブ報酬の税務（上）](#)」を参照されたい。

類型		法人税法上の取扱い
役員 に対して 支給する 給与	(1) 下記以外	○ 損金算入（原則） × 不相当に高額な部分と 仮装経理によるものは 損金不算入（例外）
	①定期同額給与	
	②事前確定届出給与 ※平成 28 年税制改正で所定の 要件を満たす特定譲渡制限付 株式が事前確定届出給与に該 当することとされた。	
	③一定の利益連動給与 ※平成 28 年税制改正で利益連 動給与の対象となる指標の範 囲の明確化が行われた。	
	④その他（上記①～③以外）	× 損金不算入
	(2) 退職給与	○ 損金算入（原則）
	(3) 一定の新株予約権（非適格）によるもの	× 不相当に高額な部分と 仮装経理によるものは 損金不算入（例外）
	(4) 使用人兼務役員の使用人分職務に対する もの	

2. 平成 29 年税制改正大綱での役員給与関連の改正案

平成 29 年税制改正大綱では、1.(1)のうち①定期同額給与、②事前確定届出給与、及び③一定の利益連動給与並びに(2)の退職給与についての改正案が示されているほか、平成 28 年税制改正で導入された特定譲渡制限付株式、さらに新株予約権についての損金算入（1.(3)に関連するもの）に係る改正が示されている。

(1) 役員給与関係

役員給与関係では、損金算入の対象となる範囲に新たに追加されるものと今後除かれることとなるものが示されている。

なお、下記①の定期同額給与に新たに追加されるものは税引後手取額を保障する契約（いわゆるグロスアップ）による給与をいい、手取額が定期同額であれば制度の趣旨を損ねないという価値判断に基づき損金算入として認められることになったものと思われる。

役員に対して支給する 給与（括弧内は右記以 外の改正）	平成 29 年税制改正大綱での改正案	
	新たに追加されるもの	除かれるもの
① 定期同額給与	<ul style="list-style-type: none"> ● 税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与 	該当なし
② 事前確定届出給与	<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与 ● 所定の時期に確定した数の新株予約権（市場価格のある株式等で役務提供を受ける法人又はその法人の 50% 超を直接・間接に保有する法人が発行したものに限り）を交付する給与（一定のものについては事前届出を不要とする措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利益その他の指標を基礎に譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与
③ 一定の利益連動給与（算定指標に「株式の市場価格の状況を示す指標」及び「売上高の状況を示す指標」を追加し、算定に用いる指標の期間について「当該事業年度後の事業年度」又は「将来の所定の時点若しくは期間」も用いることができることとする）	<ul style="list-style-type: none"> ● 業績連動指標（「利益の状況を示す指標」又は「株式の市場価格の状況を示す指標」及び「売上高の状況を示す指標」）を基礎に算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの（ただし売上高のみを指標とした場合には損金不算入） ● 業績連動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの（行使により市場価格がある株式が交付されるものに限る） ● 業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与（行使により市場価格がある株式が交付されるものに限る） ● 利益連動給与の要件を満たすもので、同族会社のうち非同族会社との間に完全支配関係がある法人の支給する給与（算定方法につきその非同族法人の報酬委員会における決定等の手続きを経て、その法人の株主総会等で決議し、その非同族法人の有価証券報告書等で開示されることを手続き要件とする） 	該当なし

今回の改正の大きなポイントは上記のうち③の利益連動給与について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したものも損金算入の対象となる余地が与えられたことである。なお、従来通り、算定方法の客観性、報酬諮問委員会への諮問等の適正な手続き、及び有価証券報告書による開示等の手続は必要となる（法人税法 34 条 1 項 3 号）。

上記のうち③の「業績連動指標（「利益の状況を示す指標」又は「株式の市場価格の状況を示す指標」及び「売上高の状況を示す指標」）を基礎に算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの」及び複数事業年度を対象とする指標を用いることが可能となったことにより、役員在任時に支給する株式交付信託（いわゆる信託型株式報酬）、中長期の業績目標の達成度合いに応じて株式、株価相当の現金、あるいは現金を役員に付与するいわゆる「パフォーマンス・シェア」、「パフォーマンス・キャッシュ」、あるいは「ファントム・ストック」についても所定の要件を充足することで役員給与としての損金算入の道が開かれたことを意味しているものと思われる。

また、現行税制では、新株予約権は役員給与税制の枠外で損金算入が可能（上記 1.(3)参照）であったが、今回の改正案では、譲渡制限株式と新株予約権の課税取扱いの整合性を考慮し、新株予約権の課税取扱いを役員給与税制に取り込む形となっている。

なお、業績により譲渡制限が解除される譲渡制限付株式は、「事前確定届出給与」として損金算入が認められなくなる点は納税者の見地からは不利な改正である。しかし上述のように総じていえば損金算入となる役員インセンティブ・プランの類型が増加したことは好ましいことであろう。

(2) 役員退職給与関係

役員退職給与関係では、「利益その他の指標（勤務期間及び既に支給した給与を除く）」を基礎に算定されるもののうち、①利益連動給与の要件を満たさないもの及び②新株予約権による給与で事前確定給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは損金不算入となる。

このうち②は上記 1.(3)の現行非適格であれば損金算入となっている新株予約権の損金算入の範囲を縮小するものである。この改正の趣旨は、上記 2.(1)で言及したように、従来からの新株予約権の課税取扱いと平成 28 年税制改正で導入された特定譲渡制限付株式の課税取扱いの整合性を図る趣旨に基づくものであると思われる。

(3) 譲渡制限株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属年度関係

譲渡制限株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属年度関係について次のような改正案が示されている。

	①役務の提供を受けた法人以外の法人がするもの	②譲渡制限株式を対価とする費用の損金算入時期記以外	③非居住者に交付するもの
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ● 新株予約権は対象外 ● 特定譲渡制限株式は自社及び直接の完全子会社が交付するものに対象が限定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡制限解除の日の属する事業年度 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与等課税事由は生じない（損金算入とならない）
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ● 完全子会社以外の子会社とその役員交付する場合も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度 	<ul style="list-style-type: none"> ● その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生じることが確定した日に役務提供を受けたこととする（損金算入が可能となる）

現行税制では、新株予約権は役員給与税制の枠外で損金算入が可能であった（上記 1.(3)参照）が、今回の改正案では、譲渡制限株式と新株予約権の課税取扱いの整合性を考慮し、対象となる法人が統一化されている。

上記③の改正案についてはグローバルに展開する日系多国籍企業において、その海外勤務者に対するインセンティブの付与に資することになると思われる。

(4) 適用時期

上記の適用時期は下記の通りである。

退職給与・譲渡制限株式・新株予約権に係る部分	左記以外
平成 29 年 10 月 1 日以後支給・交付決議分から適用	平成 29 年 4 月 1 日以後支給・交付決議分から適用

3. 今後の展望

詳細については法案の立法化及び政令の制定を待つことになるが、基本的な考え方としては、昨年の税制改正からさらに損金となる役員給与の類型が増加しているという点で、とりわけ上場企業にとって役員に対するインセンティブの選択肢が増加することは好ましいことであろう。

次回以降は、かかる改正法案等の詳細な情報が入手出来次第、改正後の税務取扱いのさらなる整理と各インセンティブ制度の比較を行うこととしたい。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

来るべきシンガポール会社法及び LLP 法の改正について

シンガポール財務省 (MoF) は、シンガポール会計企業規制庁 (ACRA) とシンガポール法務省とともに、シンガポール会社法及び有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership : LLP) 法について、以下のような改正を提案した。

- ① 外国企業体 (foreign entity) のシンガポールへの登録変更を認める
- ② 会社及び LLP の実質的所有者 (beneficial owner) にその身元情報の報告を求める
- ③ 米国チャプター11型の企業再編及び倒産法制を導入するとともに、外国企業の倒産手続におけるリング・フェンシング・ルールの適用を大幅に限定する

これらの改正案は、現在パブリックコメントに付されており、2017年の発効を目指している。

1. 外国企業体 (foreign entity) のシンガポールへの登録変更

MoF 及び ACRA は、外国企業体がその地域本部若しくはグローバル本部をシンガポールに移転し、又は外国会社によるシンガポール国内への出資をより容易にするために、外国企業体によるシンガポールへの登録変更 (以下「登録変更」) に関する新制度の導入を提案している。提案されている新制度の概要は以下のとおりである。

- ① 登録変更の対象として「外国企業体 (foreign entity)」という新しい定義を設ける。「外国企業体 (foreign entity)」は、シンガポール外で設立された法人を指し、LLP のような法人格のない企業体を含まないと考えられ、既存の「外国会社 (foreign company)」よりも狭い概念である。
- ② 外国企業体又は外国会社グループは、シンガポール会社法別紙第 13 に規定された「小規模会社」の基準を満たしている必要があるとともに、支払い能力が十分であることを証する書面を提出する必要がある。
- ③ 登録変更をしようとする外国企業体の現地法において、登録変更が認められていることを要する。
- ④ 登録変更の際して、外国法人は、株式会社の法的機関設計を導入できることを要する。加えて、当該外国法人の現地カンパニーセクレタリー又は取締役は、シンガポール会社法上のすべての登録要件を満たし、かつ、カンパニーセクレタリー又は取締役が株主及び役員の身元情報を確認していることを宣言しなければならない。

なお、登録変更の手続は、新たな法的主体を設立させる手続ではなく、したがって登録変更された企業体の同一性に影響を与えるものではない。また、登録変更の手続が、当該外国企業体の債権債務関係、所有権関係、又は法的手続に影響することもない。

2. 会社及び LLP の実質的所有者の特定

マネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (Financial Action Task Force) は、その Mutual Evaluation Report で、シンガポールが、取締役や株主又は

LLP の場合にはパートナーや業務執行者により引き起こされるマネーロンダリングやテロリスト金融のリスク軽減措置を採用するよう推奨している。MoF は、特に企業体の匿名性を利用し、違法な目的をもった企業体の使用を禁止する措置を採ることを宣言した。

企業体の違法目的使用を避けるため、今回の改正案には、会社及び LLP がその実質的所有者 (beneficial owner) を特定する手続及びそのために保有すべき情報の種類が規定される予定である。

3. 企業再編及び倒産法制の改革：米国チャプター11型の制度の導入

クロスボーダー取引にかかる倒産及び企業再編の新たなハブとなるべく、今回のシンガポール会社法改正には、以下が含まれる予定である。

- ① スキーム・オブ・アレンジメントの申請により、自動的に一定期間の支払猶予が与えられる
- ② 外国会社が、Judicial Management 又はスキーム・オブ・マネジメントを選択できる条件を明確にするとともに当該条件を緩和する
- ③ 米国のチャプター11に倣い、一定の要件の充足とその他の債権者の保護を条件として、倒産企業につなぎ融資を提供した資金提供者に、他の債権者に対する優先的取扱い (super-priority) を認める制度を導入する
- ④ UNCITRAL 国際倒産モデル法を採用し、リング・フェンシング・ルール (シンガポールで登録している外国企業が海外で倒産手続に服した場合に、シンガポールにおける債務がすべて弁済された後でなければシンガポールの清算人が海外に送金を行うことを禁止する規定) の適用を金融機関等に限定する

[最初のページに戻る](#)

タイ

新貿易競争法の承認

長年にわたり議論がなされ、関係者によっていくつもの草案が提出された末に、タイの内閣は遂に、2016年10月11日の閣議において、国内貿易局 (Department of Internal Trade) が提出した貿易競争法案を承認した。

この法案は、1999年に制定された現行の貿易競争法を大幅に見直すものである。主要な変更点は、貿易競争委員会の事務局 (the Office of the Trade Competition Commission ("OTCC")) を商務省国内貿易局 (the Department of Internal Trade, the Ministry of Commerce) の部門から独立した国家機関として分離することと、カルテル事案において、現行の刑事罰 (3年以下の禁固刑) に加えて、違反の行われた前会計年度の総収入の10パーセントの罰金を導入することである。貿易競争委員会の分離は、政治的影響により引き起こされた過去の法執行上の問題を解消し、組織の運営をより柔軟にするために行われたものと言われている。

これに加え、貿易競争委員会の設定した基準に当てはまる企業買収は、当該取引の完了後7日以内にOTCCへ届け出されなければならないとされる。また、非ハードコア・カルテル及び不公正な取引慣行について、本法案は、刑

事罰に代えて、行政罰（違反の行われた前会計年度の総収入の 10 パーセントの罰金）を科すこととしている。

本法案が法律として可決されるためには、国民立法議会（**National Legislative Assembly**）がこれを承認する必要がある。また、本法案の承認に続き、支配的事業者の基準の変更（市場シェアの基準を現行の 50 パーセントから 30 パーセントへ引き下げ、販売額の基準を現行の 10 億バーツから 5 億バーツへ引き下げる変更）が予定されている。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

Finance Bill 2016 のハイライト

2016 年 10 月 21 日に公表された「2017 年予算案」に続いて提案された「税制改正案（Finance Bill）」が 11 月 23 日に下院を通過し、上院での審議を待つところとなった。

税制改正案では、法人所得税率の引下げや既存の優遇税制の追加的な見直しを検討される一方、源泉税の対象範囲の拡大やロイヤルティの定義の見直し等の税収増加を見込んだ改正が盛り込まれている。1967 年マレーシア所得税法（Income Tax Act 1967）に対する改正案では、源泉税の対象となる取引の拡大が織り込まれており、留意が必要である。

1. ロイヤルティの定義の拡大

所得税法に規定するロイヤルティの定義が拡大され、以下に対する報酬等の支払はロイヤルティとみなす改正案が提出されている。

- (a) ソフトウェア及びソフトウェアと判断される資産や権利の使用、又は使用する権利
- (b) 衛星やケーブル、光ファイバー等により送信される映像や音声の受信、又は受信する権利
- (c) 関連するライセンスにより特定される無線周波数スペクトルの使用、又は使用する権利
- (d) 著作権、ソフトウェア、特許、ラジオやテレビ放映の磁気テープ、その他技術的、産業的、商業的又は科学的なノウハウや情報の使用、又は使用する権利の付与、及び、映像や音声の受領、並びに無線周波数スペクトルの使用に関して定められた全部又は部分的な制限

上記の改正案には多くの問題が内在している。例えば、マレーシア内国歳入庁（**Malaysian Inland Revenue Board**、以下、「IRB」という。）が公表する電子商取引に係る税制に関するガイドラインでは、ソフトウェア製品の購入に対する支払はロイヤルティとみなさないとされており、それとの整合性に疑問が残る。また、上記改正案では「ソフトウェア」が定義されておらず、**SaaS**（ソース、**Software as a Service**）製品等の取扱いが不明である。さらに、上記改正案における「映像や音声の受信、又は受信する権利」の文言をそのまま読むと、音楽や画像のストリーミング配信サービスへの支払いはロイヤルティとなる可能性がある。

2. 非居住者の受け取るサービス・フィーへの源泉税の範囲拡大

非居住者が受け取る特定の所得に対しては、所得税法第 4A 条により源泉税の対象とされているが、現行法では、源泉税の対象とされるのはマレーシア国内で行われるサービスに対する部分のみである。

尚、上記第 4A 条に規定される所得には、以下が含まれる。

- (i) 資産や権利を有する者（もしくはその使用人）がそれらの資産の使用に関連して提供するサービス、又は、プラントや機械装置の据付・稼働に関連してその売り手（もしくはその使用人）により提供されるサービスへの対価として支払われる額
- (ii) 産業又は商業目的で行われる事業やプロジェクト等において、テクニカルマネジメントや管理のために提供される技術指導や支援等のサービスへの対価として支払われる額

税制改正案では、「マレーシア国内で行われるサービスに対する部分のみ」という規定が削除され、マレーシア居住者が非居住者に対して支払うこれらのサービス・フィーは、上記サービスがマレーシア国外で提供されていたとしても源泉税の対象とされることとなる。

3. Collection Intelligence Arrangement (CIA) の設置

マレーシア政府は、財務省管轄で Collection Intelligence Arrangement（以下、「CIA」という。）を設置することを公表した。CIA は、IRB、関税当局、及び CCM（Companies Commissions of Malaysia、会社登記所）で構成され、当局間で情報を共有することで、税務調査や税の徴収、法令遵守に関する執行を効率化することを目的としている。

CIA の設置は、関連当局がデータを共有することで組織的なメカニズムを構築し、一般税務、GST（物品・サービス税）及び関税調査を強化するという納税者への明確な意思表示となっている。

[最初のページに戻る](#)

オンライン事業に対する新しい税制の提案

マレーシア政府は、オンライン事業を対象とした新しい税制の導入を検討しており、当局からの発表内容は以下の通りである。

- (i) 2016 年 5 月 17 日：オンライン事業への課税は極めて普遍的な課題であり、現行の税制度の評価を IRB で行っているところである（財務省発表）。
- (ii) 2016 年 5 月 23 日：オンライン事業に適用される特別な税制はなく、オフライン事業や従来型の事業に適用されるのと同様に扱われるべきである（IRB からの声明）。
- (iii) 2016 年 8 月 9 日：オンライン事業への課税を新たに導入するというアイデアは、プラットフォーム・プロバイダーのような主要な企業に限られる（財務省発表）。

IRB において、電子商取引について検討する特別委員会が設置され、現行の税制度の評価と勧告の提言に向けての作業が行われている。

現時点まで、コンサルテーションのアナウンスや、ガイドラインや規則等のドラフトは公表されていないが、オンライン事業に対する新しい税制の提案に関連して、IRBからの追加的なガイドラインや明確な指針の発表が待たれるところである。

[最初のページに戻る](#)

3. オセアニア

オーストラリア

政府が迂回利益税に係る草案を公表

オーストラリア連邦政府は、2016年5月の連邦予算において導入の意向を示した迂回利益税（Diverted Profits Tax（以下、「DPT」））に関して、法制化を前にしたコンサルテーションのための草案を公表した。これは、多国籍企業から公平な税負担を確保するという理論的根拠に基づき、オーストラリア政府のBEPSへの対応の一環である。

DPTは、課税庁長官が利用可能な情報に基づき、グループの年間収入が10億豪ドル以上の多国籍企業において、オーストラリアから技巧的に利益が迂回していると合理的に判断される場合に適用される予定である。DPTが適用される場合には、迂回したとされる金額に40%のペナルティが課される。関連する取引の生じたタイミングを問わず、2017年7月1日以降に開始される事業年度適用されることとなる。

主な特徴

DPTは以下の全てに該当する場合の法人（該当する納税者）に適用される。

1. 取引スキーム（部分的なものを含む）の主な目的（複数の主な目的が存在する場合を含む）は、関連する納税者が、①節税効果を得ること、もしくは、②節税効果を得て外国税額の削減すること、を目的として行われたと合理的に判断される場合。
2. 年間のグループ収入を10億豪ドル以上有する多国籍企業のメンバーである。
3. 該当する納税者の国外関連者がスキームに関連して税務恩典を得ている。

納税者から提供される情報が不十分であることが原因となって合理的な判断を妨げることがないように、課税庁長官に更正の権限を付与する。具体的に、課税庁長官は合理的な結論を導くための更なる情報を必要としないこととされている。すなわち、新多国籍企業租税回避防止法（Multinational anti-avoidance law（以下、「MAAL」））と同様に、長官は考慮しなければならない一定の要件に基づく実体テストにより結論を導くことができるとされている。この要件リストは、オーストラリアの租税回避否認の事件において一般的に考慮される諸要素を反映したものとなっており、追加で以下を含むものである。

- 税金以外の定量化できる金銭的恩恵が税金の削減額を超える。
- 外国法に基づき税務ポジションが達成される。
- スキームに関連して節税効果が生じる。

適用除外規定

DPTは関連する納税者に適用される以下のテストの内いずれか一つに該当すれば、適用除外される。

25百万豪ドル収入テスト：グループ収益が10億ドル以上の多国籍企業のみ適用され、オーストラリアでの収益が25百万豪ドル未満となる小規模の事業活動が行われている場合（ただし経済的な実体を反映せずに、会計上の売上を海外で技巧的に計上している場合にはこの限りではない）、

海外の租税負担テスト：国外関連者の海外での税額に関して、スキームの導入によりオーストラリアの納税者において削減されたオーストラリアでの税額の80%以上の額が増加する場合、又は

経済実体テスト：各関連者の獲得した所得が、スキームに関連して各関連者の経済的な実態（受動的ではない能動的な活動）を合理的に反映したものである場合（経済実体の判断においては、OECD移転価格ガイドライン及びBEPS最終報告書 行動8-10に基づき考慮される）。

コメント

実務的に、DPTには以下の目的が含まれている。

- 多国籍企業が、オーストラリアの移転価格規則含むオーストラリアでの納税義務に係るコンプライアンスをより順守することを促進する。
- 課税庁長官への透明化、情報の非対称性への対処、紛争のよりスピーディな解決を促進する。
- 法人税の課税標準の範囲を拡大することなく、課税庁長官がオーストラリアの租税回避否認規定をより容易に適用できるよう基準を緩和する。

また、説明文書では、課税庁長官と関連する納税者との間で更正税額に係る合意が達していない期間において、課税庁長官と納税者が議論を経た上で、課税庁長官はDPTに係る更正を行うとしている。

MAALと同様に、不利な推測を避けるために多国籍企業に最大限の透明性を求めることを意図して設計されていることはより明らかである。

コンサルテーションを経て法制化されることになるが、多国籍企業は注意深くその動向を直視し、必要に応じて早急にクロスボーダーのサプライチェーンの再検討が必要となると思われる。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

アルゼンチン

内部告発者のための利益の拡大

アルゼンチン議会は、行政に対する犯罪（行政に対する汚職、詐欺）、関税に関する犯罪及び経済犯罪における内部告発者のための利益の拡大を内容とする法改正を行った。

アルゼンチン刑法の新 41 条は、(i)上記の違反行為の防止、(ii)他の犯行参加者の身元又は所在情報の開示、(iii)捜査中の事実の解明への助力に有用な、信頼できる情報又は正確かつ信用できるデータを提供した者に対する刑の減輕についての規定を設けた。

内部告発者のための利益は、すでに麻薬取引、テロリズム、人身売買、マネーロンダリングに関する捜査について規定されている。汚職捜査において有益な情報を提供した被疑者は、関連する犯罪につき最高刑の 3 分の 1 及び最低刑の半分の刑の軽減という利益を受けることができる。

当該法律は、内部告発者に対する刑罰の全部免除は明確に除外しており、また、上記の利益を享受するためには内部告発者は口頭弁論段階より前に検察官と合意に達しなければならない旨を規定している。

今回新たに導入された内部告発者のための利益は、関税に関する犯罪（アルゼンチン刑法 42 条）における実施においていくつかの実務的な問題が生じる可能性があるものの、汚職、公的資金の不正管理のケースのような行政に対する犯罪捜査においては、進行中の捜査への強いインパクトを伴う革新的なツールとなると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

労働契約法の改正

概要

アルゼンチン議会は労働契約法の改正を承認した。当該改正は 2016 年 12 月 2 日現在で未だ制定・公布されていないものの、間もなく制定・公布予定である。また、同法 67 条についても別途議会で改正手続が進んでいる。当該改正の方向性としては、概ね労働者の権利を拡大するものといえる。以下で改正の概要について重要と思われる条文にフォーカスして説明する。

1. 労働契約法 54 条

労働管理について規定しており、改正後は、登録、集計表その他労働管理について、法令、規則、団体協約等の規制に従うこととされた。改正前は、登録、集計表その他労働管理の有効性は司法上の判断に属するものと規定されていたが、改正により法令等に従う旨の規定が新たに追加されたことにより、より厳格な運用となることが想定される。

2. 労働契約法 71 条

労働契約法 71 条は、同法 70 条と共に、個人管理の適用について対象となる従業員自身に認識される必要があると規定している。他方、本改正は、当該個人管理について、使用者が従業員の使用するコンピューターのモニタリングのようなより精緻な管理を行うことを是認しているものと考えられる。

3. 労働契約法 75 条

労働契約法 75 条は、使用者に労働安全衛生に関する法規則と労働時間制限に関する法規則の遵守義務を課している。また、使用者に対し、従業員の身体の安全のために必要な対策を講じることを要請している。従業員は、職場において安全衛生に関する規則の違反があったときはいつでも労務の提供を拒む権利を有し、当該拒絶に関して従業員が報酬の減額等の不利益を受けることはない。それに加え、改正法では、従業員の使用者に対する安全衛生違反に関する損害賠償請求について、労働者災害補償法に基づいて請求を行うことを求める規定が削除されており、通常の民事訴訟による請求が許容されることになると考えられる。

4. 労働契約法 67 条改正案

労働契約法 67 条改正案は、従業員に対する懲戒について規定しており、使用者は違反行為が証明された場合にのみ、違反行為と均衡が取れた懲戒処分を行うことができる旨規定している。当該改正案は、従業員の報酬の保護を志向しており、懲戒処分の妥当性が司法上確認され、あるいは従業員による処分に対する異議申し立てがない場合にのみ、懲戒による報酬減額を許容している。

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

トルコ

新投資インセンティブ制度の具体化

新法に関する新たな決定の発表

[第 3 号で紹介したトルコの新たな投資インセンティブ制度に関して](#)、トルコ閣僚会議は 2016 年 11 月 26 日付で新たな決定（以下、「新決定」）を発表し、投資インセンティブ制度に関するより詳細な原則と手続を明らかにした。

前回の記事で述べたとおり、本新投資インセンティブ制度は「プロジェクトベースの投資支援並びに一定の法律及び政令の改正に関する法律」（法律番号 6745）（以下、「新法」）に基づくもので、新決定は、新法の定める一定の要件を満たす投資に関して、プロジェクトベースの租税優遇・助成措置を付与する権限を有するトルコ閣僚会議によって決定・発表されたものである。以下では、新決定によって明らかになった新投資インセンティブ制度の詳細を紹介する。

新決定の具体的内容

閣僚会議は、固定投資額が 1 億 US ドル以上の投資プロジェクトに対し、そのプロジェクトの特徴に応じて、経済省の評価に基づいて下記の内容の租税優遇措置を付与する権限を有する。

- 関税の免除
- VAT の免除
- VAT の還付
- 法人税の減免

- 社会保障費（雇用者負担分）に関する支援
- 源泉所得税に関する支援
- 適格従業員に関する給与支援
- 寄付又は利息等に関する支援
- 資本拠出
- エネルギー供給に関する支援
- 政府調達保証
- 事業用地の割当て
- インフラに関する支援
- プロジェクトベース投資に関して他の法令上要求される許認可、義務、ライセンス、登録制度その他の制限に関する手続の緩和又は免除

経済省は、企業を募集し、又は新法の目的に沿う投資テーマを発表する権限を有している。当該募集又は発表に基づいて当該インセンティブプログラムの利益を享受しようとする投資家は、経済省に対して申請を行うことができる。その際には、(i) 投資会社の詳細、(ii) プロジェクトの特徴、(iii) プロジェクトの実現性や影響についての分析結果に関する各資料の提出が求められる。経済省は、裁量により、その他の情報・資料の提出を求めることも可能である。

経済省は下記の基準に沿って投資プロジェクトを評価し、承認する場合には当該プロジェクトを閣僚会議に付託する。

- トルコにおける現在及び将来の重要なニーズに対応していること
- トルコにおける生産能力が不十分である製品の供給の安全を確実にするものであること
- 技術格差が存在する分野について技術的な能力を発展させるものであること
- 対外貿易赤字が生じている分野に関して対外依存を減少させるものであること
- 高い付加価値をもたらすこと
- 新技術の使用を通じた製品供給をもたらすものであること
- 多様なセクターにおける競争を促進するものであること
- 当該プロジェクトを含むセクターの技術革新を促進し、当該セクターに対して良い外部的影響を与えるものであること
- 革新的であり、かつ研究開発を支援するものであること
- 経常収支に悪影響を及ぼし、かつ原材料不足が見られるセクターにおける高付加価値な製品の提供に関係しているものであること
- トルコにおける原材料の潜在的可能性を利用する機会を提供できる一貫生産に関係していること

プロジェクトが承認された場合、閣僚会議は、支援の内容や投資の始期・終期が記された支援決定及び投資インセンティブ証明を発行する。

投資プロジェクト又は株式の譲渡

投資プロジェクトを譲渡する場合、支援決定で定められた存続期間及び条件の範囲内で、閣僚会議の許可及び首相の承認を要する。これが承認された場合、譲受会社は、当該譲渡対象となった投資プロジェクトの条件及び義務を遵守する限り、同様の利益及び免除措置を享受できる。なお、イスタンブール証券取引所における公募を通じて株式が譲渡される場合を除き、投資会社の株式の譲渡を行うには原則として閣僚会議の許可を要する。

不遵守の場合の措置及び監督

公的な事項に関わる場合を除き、投資家は、支援決定において定められた時期に投資プロジェクトを完遂させる責任を負う。支援決定において定められた義務を投資家が履行しない場合には、優遇措置により減免された全ての租税について、遅延利息と共に支払う必要がある（但し追徴税は課されずに）。その他付与されたインセンティブについても「公有資産の回収手続に関する法律」に基づき取り戻されることになる。

投資プロジェクトについて新決定に基づくインセンティブ制度を利用する納税者は、他の公的機関によるインセンティブや支援を受けることができない。同様に、他の公的機関によるインセンティブや支援を受けている投資プロジェクトは新決定に基づくインセンティブ制度の申請を行うことは認められていない。

閣僚会議は、投資インセンティブ証明において規定された条件が充足されているか否かについて調査を行う権限を有する。さらに、当該インセンティブの利益を享受している投資家は、投資会社が利用しているインセンティブの額及び支援決定において定められている義務を履行していることを示す公認会計士による監査証明報告を、支援決定において定められている投資期間中の毎年1月及び7月に提出しなければならない。

小括

今回の新決定に見られるとおり、トルコでは、大型プロジェクトに関する支援を国家レベルでサポートする旨の改革が進められている。トルコを含む地域において新たな投資を考えている企業は、今回の新たな租税優遇・助成措置について一考する価値があるといえる。

[最初のページに戻る](#)

フランス

新たな汚職防止法を制定

フランスは、2016年11月8日、透明性、汚職防止及び経済環境の現代化に関する新法（以下、「新法」）を制定した。フランス政府は、近年の汚職防止に関する国際的な圧力と米国司法省（以下、「DOJ」）がフランス企業に対して重い罰金を課していることを考慮して、新法を制定するに至った。新法の制定により、フランスの汚職防止体制は、欧州における最高水準に到達し、かつ、汚職防止の国際水準を満たすものとなった。以下、新法の概要について詳述する。

概要

新法の重要な柱は、①汚職防止機関の創設、②企業の汚職防止義務の創設、③内部通報者の保護、④企業が裁判官と金銭的な和解について交渉可能になったこと（米国における起訴猶予合意（DPA）に類似する。）である。特に、新法は、フランス国外で行われた行為についても域外適用される点に注意を要する。

企業にとって最も重要な点は、商業活動における汚職行為の実効的な監視・察知・是正のためのコンプライアンスプログラムの策定及び実施である。刑事罰を回避するためには、2017年5月1日までに、コンプライアンスプログラムを導入する必要があることに留意が必要である。

汚職防止機関の創設

新法により、フランスにも汚職防止機関（以下、「本機関」）が新設される。本機関は、腐敗行為、利益誘導、財物強要、公金の横領その他関連する不正行為の防止及び摘発に関し、それらを管轄する他の政府機関の支援を職務とする。

本機関は、米国のDOJに類似するものであり、企業の汚職防止プログラムの質及び実効性を審査するとともに、当該審査の一環として書類の提出を求める捜査権限を有する。

本機関は、汚職の防止及び摘発に関する情報の公開・本機関の活動を説明する年次報告の発行によって情報公開を行う。

また、本機関は、新法により新設された「義務的なコンプライアンス」の制裁プログラムにおいて、汚職行為を行ったと認められる企業を監督する。

具体的には、本機関は、米国当局と同様に、裁判所が定める一定の期間（最長5年）の間、実効性のあるコンプライアンスプログラムを確実に実施しているか監視し、少なくとも年に1回検察官に対して、実施された内容の報告を行う。本機関は、業務上の書類又は必要な情報の提出を求め、聴取を行う権限を有する。検察官は、少なくとも1年が経過した後、企業が示した姿勢及び努力に基づき、早期の減刑を申し立てることができる。

一定規模の企業の汚職防止義務

従業員が500人以上の企業（又は親会社がフランスに本社を置いている企業で、従業員が500人以上の企業）であり、かつ連結利益が1億ユーロを超える企業は、汚職リスクを低減させる措置を講ずる義務を負う。

これらの企業の社長、業務執行取締役、取締役及びマネージャーは、フランス国内外を問わず、腐敗行為又は利益誘導を防止・発見するために適切な措

置を講じなければならない。具体的には、①倫理規範、②社内内部通報手続、③リスクマップの作成、④顧客、大口の仕入先及び仲立人の評価手続、⑤会計上の確認、⑥従業員の研修、⑦懲罰的な制裁、⑧導入された措置に関する社内検査・評価システムの導入が義務付けられている。本機関は、これらの義務が遵守されているか監視することとされており、法人又は個人に対して直接警告を発し、又は遵守を命ずることができる。本機関は、制裁委員会（個人に対して最大 20 万ユーロ、企業に対して最大 100 万ユーロの罰金を課す権限を有する。）に問題の処理を委託することも可能である。

これらの措置を講ずる義務は、2017 年 5 月 1 日より効力を生ずる。

内部通報者の保護

新法は、内部通報者の保護をねらいとした規定を設けている。

新法の下では、内部通報者に対して報復措置を行った場合には、罰金が科される。また、誠実に違法行為の報告を行った結果として差別的な取扱いを受けた内部通報者に対しては、補償その他の金銭的な支援が提供される。

なお、新法は、「内部通報者」の定義を従来より拡張している点に留意が必要である。新法の下では、「内部通報者」とは、自らが知っている、犯罪若しくは非行（フランス政府が正式に批准した国際的なコミットメント、当該コミットメントに基づく国際機関による行為若しくは法令の重大な違反）又は公益にとって重大な脅威・侵害となる事柄を、図利目的でなくかつ誠実に公開又は報告する者をいう。ただし、安全保障、医療的又は法律に基づく秘匿事項の公開等は保護対象外とされており、これらの公開等を行うことはできない。

内部通報者が前述の保護を受けるためには、次のプロセスを踏む必要がある。内部通報者は、まず上司に報告し、合理的な期間内に何らの措置が講じられない場合には、次に公的機関に報告する。3 か月以内に公的機関による警告が発せられない場合、最終手段として、当該情報を公開することが許される。

起訴猶予合意（DPA）による解決

新法により、起訴猶予合意（DPA）が導入される。この制度の下では、国内外において汚職行為に関与したと疑われる企業が、裁判所との合意により、訴追及び刑事罰を免れることができる。裁判所との合意は、以下の要件の双方又は一方を満たすものである必要がある。

罰金の支払（当該企業の連続する 3 年間の平均年間利益の 30%を限度とするもので、違反行為により得た収益を基礎として決定され、被害者に与えた損害及び本機関の職務遂行に要した費用を考慮して増額される。）

社内コンプライアンスプログラムの実施（3 年間、本機関による監視の対象となる。）

これらの罰金額及びコンプライアンスプログラムの内容は、聴聞手続において裁判官の承認を得る必要がある。解決のための命令・合意の内容及び罰金額は、本機関のウェブサイト上で公開されるが、公開と引き換えに、企業は、起訴が取り下げられ、法的責任を認めることを求められないという利益を受けることができる。なお、起訴猶予合意（DPA）は、企業のための制度にすぎず、たとえ企業が起訴猶予合意（DPA）を締結したとしても、個人の違反者は、依然として刑事罰の対象となる点には留意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

ロシア

企業の「最終的な受益者」の特定及び当局に対する情報提供

ロシア連邦法の改正（2016年12月21日付、マネーロンダリング及びテロリズムへの資金供与への対策並びに行政犯罪に関する連邦法の改正）により、ロシア企業は、毎年自社の「最終的な受益者（ultimate beneficiaries）」を特定し、当局の要求に応じて当該情報を提供する義務を負うこととなった。

「最終的な受益者」の意義

同改正によると、「最終的な受益者」とは、直接的か（第三者を通じて）間接的かを問わず、最終的に、

ロシア企業を所有（資本の25%超の支配的な保有）する者、又は
ロシア企業の経営をコントロールする機会を有する者
をいう。

制度の概要

ロシア企業は、自社の「最終的な受益者」を特定する措置を講じなければならない。また、当該特定措置によって受領した情報を五年間保管しなければならない。また、ロシア企業は、「最終的な受益者」の情報について、定期的に報告する義務を負うわけではないが、連邦金融監査局（the Federal Financial Monitoring Service）、税務当局その他の当局から要求を受けた場合には、当該情報を提供する義務を負う。当局から要求を受けた情報を提供できなかった場合、当該企業は当局の調査を受ける可能性がある。なお、どの時点で当局から情報の提供を要求されるのか、また、どのような方法により「最終的な受益者」の情報の正確性が確認され又は当該情報が使用され若しくは解釈されるか等、本制度の具体的な適用の範囲は今のところ明確ではない。

当局から要求を受けた情報を提供できなかった場合の罰則は、現時点では課徴金に限られており、その額は以下の通りである。なお、課徴金を納付した場合も、情報提供義務を免れるものではない。

- 当該企業の役員：30,000~40,000 露ルーブル（約470~620米ドル）
- 当該企業：100,000~500,000 露ルーブル（約1,550~7,700米ドル）

採るべき方策

- ロシア企業の「最終的な受益者」の特定に関する情報の提供が必要となるグループ内の企業及び個人の確認
- 「最終的な受益者」の情報を提供した場合の影響の検討、並びに国際的な税務専門家への当該影響の分析についての依頼
- 開示対象となる情報をコントロールするための再編の検討
- 「最終的な受益者」の情報に関する各企業の内部規則及び内部手続の構築

[最初のページに戻る](#)